

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(顧客からの株券の預託等)</p> <p>第 36 条 (略)</p> <p>2~4 (略)</p> <p>5 <u>参加者は、自己の有する株券及び顧客から預託を受けた株券について偽造又は変造されている疑いがあると認められる場合は、機構に対し、直ちにその特徴を通知しなければならない。</u></p>	<p>(顧客からの株券の預託等)</p> <p>第 36 条 (略)</p> <p>2~4 (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>(預託株券の名義書換の請求等)</p> <p>第 57 条 機構は、参加者から株券の預託を受けた後相当の時期に、当該株券につき、<u>預託株券である旨を明らかにして、会社(名義書換代理人を置く場合は、当該名義書換代理人。以下この条において同じ。)</u>に対し、機構を株主とする名義書換の請求をする。</p> <p>2 <u>前項の請求を受けた会社は、当該株券が、偽造又は変造されている疑いがあると認められる場合は、機構に対し、直ちにその特徴を通知しなければならない。</u></p> <p>3 <u>前項の場合において、当該株券が、偽造又は変造された株券であることが明らかになったときは、機構に対し、直ちにその旨を通知しなければならない。</u></p> <p>4 <u>第 1 項の請求を受けた会社は、当該株券が前 2 項に定める場合を除き、規則で定める不適格な株券であることが明らかになったときは、機構に対し、直ちにその旨を通知しなければならない。</u></p>	<p>(預託株券の名義書換の請求)</p> <p>第 57 条 機構は、参加者から株券の預託を受けた後相当の時期に、当該株券につき、預託株券である旨を明らかにして、機構を株主とする名義書換の請求をする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>(準用規定)</p> <p>第 88 条 前章第 1 節の規定(第 36 条第 4 項及び第 5 項、第 38 条第 3 項、第 1 款第 4 目、第 6 目及び第 7 目並びに第 57 条、第 58 条、第 72 条、第 74 条第 3 項、第 75 条第 2 項及び第 77 条から第 78 条の 2 までの規定を除く。)は、新株予約権付社債券について準用する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(準用規定)</p> <p>第 88 条 前章第 1 節の規定(第 36 条第 4 項、第 38 条第 3 項、第 1 款第 4 目、第 6 目及び第 7 目並びに第 57 条、第 58 条、第 72 条、第 74 条第 3 項、第 75 条第 2 項及び第 77 条から第 78 条の 2 までの規定を除く。)は、新株予約権付社債券について準用する。</p> <p>2 (略)</p>

(準用規定)

第 98 条 第 4 章の規定(第 36 条第 4 項及び第 5 項、第 38 条第 3 項、第 1 節第 1 款第 6 目並びに第 53 条第 3 号、第 57 条(第 1 項を除く。)、第 74 条第 3 項、第 75 条第 2 項、第 78 条、第 78 条の 2 及び第 81 条第 3 号の規定を除く。)は、投資証券について準用する。この場合において、これらの規定中「実質株主」とあるのは、「実質投資主」と読み替えるものとする。

2 (略)

(準用規定)

第 100 条 第 4 章の規定(第 36 条第 4 項及び第 5 項、第 38 条第 3 項、第 1 節第 1 款第 6 目並びに第 57 条(第 1 項を除く。)、第 74 条第 3 項、第 75 条第 2 項、第 78 条及び第 78 条の 2 の規定を除く。)は、協同組織金融機関の優先出資証券について準用する。この場合において、これらの規定中「実質株主」とあるのは、「実質優先出資者」と読み替えるものとする。

2 (略)

(準用規定)

第 102 条 第 4 章第 1 節の規定(第 36 条第 4 項及び第 5 項、第 38 条第 3 項、第 1 款第 4 目から第 6 目まで並びに第 53 条、第 57 条、第 58 条、第 72 条、第 74 条第 3 項、第 75 条第 2 項及び第 77 条から第 78 条の 2 までの規定を除く。)は、受益証券について準用する。

2 (略)

#### 附 則

この改正規定は、平成 17 年 1 月 24 日から施行する。

(準用規定)

第 98 条 第 4 章の規定(第 36 条第 4 項、第 38 条第 3 項、第 1 節第 1 款第 6 目並びに第 53 条第 3 号、第 74 条第 3 項、第 75 条第 2 項、第 78 条、第 78 条の 2 及び第 81 条第 3 号の規定を除く。)は、投資証券について準用する。この場合において、これらの規定中「実質株主」とあるのは、「実質投資主」と読み替えるものとする。

2 (略)

(準用規定)

第 100 条 第 4 章の規定(第 36 条第 4 項、第 38 条第 3 項、第 1 節第 1 款第 6 目並びに第 74 条第 3 項、第 75 条第 2 項、第 78 条及び第 78 条の 2 の規定を除く。)は、協同組織金融機関の優先出資証券について準用する。この場合において、これらの規定中「実質株主」とあるのは、「実質優先出資者」と読み替えるものとする。

2 (略)

(準用規定)

第 102 条 第 4 章第 1 節の規定(第 36 条第 4 項、第 38 条第 3 項、第 1 款第 4 目から第 6 目まで並びに第 53 条、第 57 条、第 58 条、第 72 条、第 74 条第 3 項、第 75 条第 2 項及び第 77 条から第 78 条の 2 までの規定を除く。)は、受益証券について準用する。

2 (略)